

改正後	改正前
<p>（発起人の責任を追求する訴えの提起の請求に係る電磁的方法）</p> <p>第三条の二 社員は、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法（法第二十九条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2  前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>1  （特定社員による特定持分の譲渡の承認等の請求に係る電磁的方法</p> <p>第三条の三 特定社員は、法第二十九条第四項の規定により同項に規</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2) 前項の規定による承諾を得た特定社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第二十九条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定持分の譲渡の不承認に係る電磁的方法)

第三条の四 特定目的会社は、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2) 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四条ノ二第六項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

1) (特定持分の譲渡の相手方の指定等に係る電磁的方法の規定の準用)

第三条の五 前条の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十二条第六項の規定を準用する場合について準用する。

2) 第三条の三の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

(特定社員以外の者による特定持分の譲渡の承認の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第三条の六 第三条の三の規定は、法第二十九条第九項において同条第四項の規定を準用する場合及び同条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同条第九項において同条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と、法第二十九条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十二条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「特定持分の譲

(新設)

(新設)

渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

- 2| 第三条の四の規定は、法第二十九条第九項において同条第六項及び第八項において準用する商法第二百四十二条ノ第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の四中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

（特定社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法）

- 第三条の七 特定目的会社は、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第三十六条において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社員」とあるのは、「特定

（新設）

定出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

(優先出資申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第四条の二 取締役は、法第三十八条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(優先出資申込証の作成に係る電磁的記録)

第四条の三 優先出資の申込者は、法第三十八条第六項の規定により同項に規定する電磁的記録(法第五条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)による優先出資申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た優先出資の申込者は、当該取締役が

(新設)

(新設)

ら書面又は電磁的方法により電磁的記録による優先出資申込証の作成を拒む旨の申出があったときは、法第三十八条第六項に規定する電磁的記録による優先出資申込証の作成をしてはならない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（優先出資の申込者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法）

第四条の四 取締役は、法第三十八条第九項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八条第九項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（優先出資社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第

（新設）

（新設）

三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合及び法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

(社員総会の招集の通知に係る電磁的方法)

第四条の六 社員総会を招集する者は、法第五十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

（社員総会の招集の通知の特例に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条の七 前条の規定は、法第五十三條第四項において法第五十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「特定社員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（新設）

（少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条の八 第三條の三の規定は、法第五十四條第三項及び第五十六條第四項において法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三條の三中「特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

（新設）

（優先出資社員の議決権の行使について準用する商法の規定の読替え）

第四条の九 法第五十九條第二項の規定において優先出資社員の議決権の行使について商法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十一條第二項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三條第四項ニ於テ準用スル同法第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

（新設）



（優先出資社員の議決権の不統一行使に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条の十 第三条の二の規定は、法第五十九条第二項において商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の二中「社員」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものとする。

（新設）

（電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法）

（新設）

第四条の十一 特定目的会社は、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該社員に対し、法第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権の行使に係る電磁的方法）

第四条の十二 社員は、法第五十九条の二第二項において準用する商  
 法第二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び  
 情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、  
あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種  
 類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな  
 らない。

(新設)

2) 前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面  
 又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が  
 あつたときは、当該特定目的会社に対し、法第五十九条の二第二項  
 において準用する商法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及  
 び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該  
 特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限り  
 でない。

(特定目的会社の社員総会について準用する商法の規定の読替え)  
 第四条の十三 法第六十二条の規定において特定目的会社の社員総会  
 について商法の規定を準用する場合における同法の規定)当該規定  
 において準用する同法の規定を含む。( )に係る技術的読替えは、次  
 の表のとおりとする。

(新設)

読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------	-----------	---------

<p>第二百三十七条ノ 三第三項において 準用する第二百四 条ノ二第三項</p>	<p>第二百三十二條第二 項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第五十二條第二 項（同法第五十三條第 四項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム）</p>
<p>第二百三十九條第 三項において準用 する第二百四條ノ 二第三項</p>	<p>第二百三十二條第二 項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第五十二條第二 項（同法第五十三條第 四項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム）</p>
<p>第二百四十四條第 六項において準用 する第二百六十三 條第三項</p>	<p>第一項第二号第三号 又八第四号ニ定ムル 場所</p>	<p>本店又八支店</p>

（代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法）

第四条の十四 社員又はその代理人は、法第六十二條において準用す  
る商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條

（新設）

ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た社員又はその代理人は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第六十二条において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社員総会において取締役及び監査役の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第四条の十五 第三条の二の規定は、法第六十二条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(無議決権事項の決議に係る電磁的方法)

第四条の十六 社員総会を招集する者は、法第六十三条第一項の規定により同項に規定する電磁的方法による決議をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、総特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法

(新設)

(新設)

法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、特定社員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、法第六十三条第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて準用する商法の規定の読替え〕

第四条の十七 法第七十五条第二項の規定において特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第二百三十二条第二項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

〔取締役の責任を追求する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用〕

第四条の十八 第三条の二の規定は、法第七十五条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第七十八条において有限会社法第二十

（新設）

（新設）

五条ノ二第二項において準用する商法第二百五十六条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第八十四条第一項において法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額)

第五条 法第八十五条第四項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(社員の帳簿閲覧に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二 第三条の三の規定は、法第二百四条第三項において法第十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「特定社員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の三 第三条の二の規定は、法第二百六条第四項において法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額)

第五条 法第八十五条第一項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(新設)

(新設)

（特定社債申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法の規定の準用）

第六條の二 第四條の二の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の二中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。

（新設）

（特定社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用）

第六條の三 第四條の三の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の三中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と、「優先出資申込証」とあるのは、「特定社債申込証」と読み替えるものとする。

（新設）

（特定社債の応募者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用）

第六條の四 第四條の四の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第九項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の四中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。

（新設）

（特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する商法の規定の読替え）

第六條の五 法第百十三條第一項の規定において特定目的会社が特定

（新設）

社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第三百二十一条ノ三第一項</p>	<p>取締役会ノ決議</p>	<p>取締役会ノ決議（招集者ガ特定社債ヲ発行シタル特定目的会社ナルトキハ其ノ取締役ノ決定（取締役数人アルトキハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス））</p>
<p>第三百二十一条ノ三第二項において準用する第二百四十二条ノ第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>
<p>第三百二十二条第</p>	<p>第三百九条ノ四</p>	<p>特定目的会社による特</p>



<p>一 項</p>		<p>定資産の流動化に関する法律第百十一条第七項ニ於テ準用スル第百九条ノ四</p>
<p>第三百三十九条第一項において準用する第百三十九条第三項において準用する第百四十二条ノ第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>
<p>第三百三十九条第一項において準用する第百三十九条ノ四第二項において準用する第百四十二条ノ第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>

(特定社債権者の議決権の行使に係る電磁的方法)

第六条の六 特定社債権者は、法第百十三条第一項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を

(新設)

提供しよつとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た特定社債権者は、当該特定社債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定社債権者集会の招集者に対し、法第百十三条第一項において準用する商法第百三十一条ノ三第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定社債権者集会の招集の通知に係る電磁的方法)

第六条の七 特定社債権者集会の招集者は、法第百十三条第一項において準用する商法第百三十一条第三項において準用する同法第百三十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を發しよつとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債を發行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た特定社債権者集会の招集者は、当該特定社債を發行した特定目的会社又は特定社債管理会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けたい旨の申

(新設)

出があったときは、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 前二項の規定は、法第百十三条第一項において商法第百三十九条第一項において準用する同法第百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社」とあるのは、「特定社債権者」と読み替えるものとする。

(特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

第六条の八 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第百十二条第一項において商法第百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは、「特定社債の応募者又は特定社債権者」と読み替えるものとする。

2| 第三条の二の規定は、法第百十三条第一項において商法第百二十一条第四項及び第百三十四条第三項において準用する同法第百二十四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第百十三条第一項において商法第百三十九条第一項において準用する同法第百二十九条ノ四第一項において準用する同法第百二十四条ノ二第二項の規定

(新設)

を準用する場合について準用する。この場合において、法第百三十三  
条第一項において商法第三百二十条第四項において準用する同法第  
二百四十二条第二項の規定を準用するときは、第三条の二中「社員  
」とあるのは「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは「  
特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社」と、法第  
百三十三条第一項において商法第三百三十四條第三項において準用す  
る同法第二百四十二条第二項の規定を準用するときは、第三条の二  
中「社員」とあるのは「特定社債権者集会の決議の執行者」と、法  
第百三十三条第一項において商法第三百三十九條第一項において準用  
する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四  
条ノ二第二項の規定を準用するときは、第三条の二中「社員」とあ  
るのは「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社  
債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。

3| 第四条の十四の規定は、法第百三十三條第一項において商法第三百  
三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條第三項におい  
て準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合に  
ついて準用する。この場合において、第四条の十四中「社員又はそ  
の代理人」とあるのは「特定社債権者又はその代理人」と、「特定  
目的会社」とあるのは「特定社債権者集会の招集者」と読み替える  
ものとする。

(特定社債に関する法令の適用)

第七条 法第百三十三條第二項に規定する政令で定める法令は、担保附

(特定社債に関する法令の適用)

第七条 法第百三十三條第二項に規定する政令で定める法令は、担保附

社債信託法（同法第四条第二項、第二十三條、第三十二條、第三十四條及び第八十二條第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十  
 一条第三項の規定に基づき電磁的方法による情報の提供に関する承  
 諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第 号）、信託法（  
 大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五  
 号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理  
 に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（  
 昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅  
 令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用に  
 ついては、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定  
 社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集  
 会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債  
 権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者  
 集会とみなす。この場合において、社債等登録法施行令第六十二條  
 中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第六項及第  
 三百二十一條第二項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の  
 流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第一百三條第一項二  
 於て準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第  
 六項及第三百二十一條第二項」とするほか、次の表の上欄に掲げる  
 担保附社債信託法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、そ  
 れぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える担保附

読み替えられる字句

読み替える字句

社債信託法（同法第四条第二項、第三十二條、第三十四條及び第八  
 十二條第三項を除く。）信託法（大正十一年法律第六十二号）、  
 信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券ノ信託財産表  
 示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件（大正十一年勅令第五  
 百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社  
 債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、法第八十條  
 の規定により発行される特定社債に係るこれらの法令の規定の適用  
 については、特定目的会社又はその社員、特定社債権者、特定社債  
 券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特  
 定社債権者集会は、それぞれ商法（明治三十二年法律第四十八号）  
 第二編第四章に規定する株式会社又はその株主、社債権者、社債券  
 、社債申込証、社債管理会社、社債原簿若しくは社債権者集会とみ  
 なす。この場合において、社債等登録法施行令第六十二條中「商法  
 （明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項及第三百二十  
 一條第二項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に  
 関する法律（平成十年法律第五号）第一百三條第一項二於て準用  
 スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項及第  
 三百二十一條第二項」とするほか、次の表の上欄に掲げる担保附社  
 債信託法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同  
 表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える担保附

読み替えられる字句

読み替える字句

社債信託法の規定		第一条第二項	第四条第一項
		商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条	一 不動産質 二 証書アル債権質 二ノ一 株式質 三 不動産抵当 四 船舶抵当 四ノ一 自動車抵当 四ノ二 航空機抵当 四ノ三 建設機械抵当 四ノ四 建設機械抵当 五 鉄道抵当 六 工場抵当 七 鉱業抵当 八 軌道抵当 九 運河抵当 十 漁業財団抵当 十一 自動車交通事
		特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百九条	一 証書アル債権質 二 不動産抵当

社債信託法の規定		第一条第二項	第四条第一項
		商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条	一 不動産質 二 証書アル債権質 二ノ一 株式質 三 不動産抵当 四 船舶抵当 四ノ一 自動車抵当 四ノ二 航空機抵当 四ノ三 建設機械抵当 四ノ四 建設機械抵当 五 鉄道抵当 六 工場抵当 七 鉱業抵当 八 軌道抵当 九 運河抵当 十 漁業財団抵当 十一 自動車交通事
		特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条	一 証書アル債権質 二 不動産抵当

	<p>業抵当</p> <p>十一ノ二 道路交通 事業抵当</p> <p>十二 港湾運送事業 抵当</p> <p>十三 観光施設財団 抵当</p> <p>十四 企業担保</p>	第十九条	左ノ事項	第二十一条第一項	<p>物上担保付社債（新 株予約権付社債ヲ除 ク）</p> <p>商法第三百一条第二 項及第三項</p>	第二十一条第二項	<p>商法第三百一条第二 項第三号乃至第八号 第十号及第十五号</p>
		左ノ事項（第十号二掲 グル事項ヲ除ク）	物上担保付特定社債	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p> <p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p>	

	<p>業抵当</p> <p>十一ノ二 道路交通 事業抵当</p> <p>十二 港湾運送事業 抵当</p> <p>十三 観光施設財団 抵当</p> <p>十四 企業担保</p>	第十九条	左ノ事項	第二十一条第一項	<p>商法第三百一条第二 項及第三項、第三百 四十一条ノ三並二第 三百四十一条ノ十二 二掲ゲタルモノ</p>	第二十一条第二項	<p>商法第三百一条第二 項第三号乃至第八号 第十号及第十五号 第三百四十一条ノ 三並二第三百四十一</p>
		左ノ事項（第十号二掲 ゲタル事項ヲ除ク）	特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項 二掲ゲタルモノ	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第百十条第二項</p>	<p>第五号乃至第十一号及 第十四号</p>	

		第三十五条		第五号乃至第十一号及第十四号
		第四十条第一項	商法第三百七十七条又八第三百四十一条ノ九	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十七条
		第四十一条第三項	商法第三百七十七条第二項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十七条第二項
同条第二項				特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十七条第二項

		第三十五条		条ノ十二
		第四十条第一項	商法第三百七十七条、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二掲ゲタルモノ	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百七十七条ニ掲ゲタルモノ
		第五十八条	及商法	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律及同法ニ於テ準用スル商法
第五十九条第二項			商法第三百二十条第三項及第六項（同法	特定目的会社による特定資産の流動化に関する



	第五十八條	第五十九條第一項
	及商法	商法第三百二十條第三項及第七項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項
<p>る法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百十七條第二項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律及同法ニ於テ準用スル商法</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十條第三項及第七項（同法第三百二十一條第三項及第七項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十一條第三項及第七項）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p>

	第六十條	第六十一條第三項	第六十三條
	商法第三百二十四條	商法第三百二十九條第二項及第四項	商法第三百三十條第
<p>る法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十條第三項及第六項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十四條</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十九條第二項及第四項</p>	<p>特定目的会社による特</p>

第六十条	商法第二百二十四条	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百二十四条
第六十一条第三項	商法第二百三十九条第二項及第六項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十九条第二項及第六項
第六十三条	商法第二百三十条第一項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十条第一項
第六十五条	商法第二百三十条第一項本文	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一

第六十五条	商法第二百三十条第一項本文	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十条第一項本文
第八十二条第二項	商法第二百九条第二項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一条第二項
第八十三条第一項	付与セラレタル執行カアル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ヲ得	担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコトヲ得

	<p>項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項本文</p>	
<p>第八十二条第二項</p>	<p>商法第三百九条第二項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一条第二項</p>
<p>第八十三条第一項</p>	<p>付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>	<p>担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>
<p>第八十九条第二項</p>	<p>商法第三百九条ノ四</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一条第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四</p>

	<p>ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>	
<p>第八十九条第二項</p>	<p>商法第三百九条ノ四</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一条第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四</p>
<p>第九十一条第一項及び第九十二条第一項</p>	<p>商法第三百三十六条第一項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一項</p>
<p>第九十一条第三項及び第九十二条第三項</p>	<p>商法第三百三十六条第二項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第二項</p>

<p>第九十一条第一項 及び第九十二条第一項</p>	<p>第九十一条第三項 及び第九十二条第三項</p>	<p>第一百零九条第十二号</p>
<p>商法第三百三十六条第一項</p>	<p>商法第三百三十六条第二項</p>	<p>第二十二條第一項若 八第二項又八第二 三條第一項若八第二 項 又八新株予約権付社 債申込証ノ用紙（此 等ノ</p>
<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に關す る法律第百十三條第一 項ニ於テ準用スル商法 第三百三十六條第一項</p>	<p>特定目的会社による特 定資産の流動化に關す る法律第百十三條第一 項ニ於テ準用スル商法 第三百三十六條第二項</p>	<p>第二十二條第一項又八 第二項 ノ用紙（其ノ 特定目的会社による特</p>

	第一項	定資産の流動化に関する法律第五条第三項
--	-----	---------------------

（特定出資の引受けを証する書面の作成に係る電磁的記録）

第七條の二 特定出資の引受けをしようとする者は、法第百十六條第三項において準用する有限会社法第五十二條第二項において準用する商法第百七十五條第七項の規定により同項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た特定出資の引受けをしようとする者は、当該取締役から書面又は電磁的方法により電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第百十六條第三項において準用する有限会社法第五十二條第二項において準用する商法第百七十五條第七項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしてはならない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え）

第九條 法第百三十條第一項の規定において特定目的会社の清算人に

（新設）

（特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え）

第九條 法第百三十條第一項の規定において特定目的会社の清算人に

ついで商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百三十七条ノ三第一項及び第二項	総会	社員総会	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三第三項において準用する第二百四十一条ノ第三項	第二百三十二條第二項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	社員総会	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十八条	総会		社員総会		
第二百四十四條第六項	前項ニ掲グルモノニ同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲	前項ニ掲グル資料			

ついで商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百三十七条ノ三	株主	社員	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十八条	総会	社員総会	社員総会		
第二百四十四條第三項	第一項	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六十二条ニ於テ準用スル第一項			
第二百四十四條第四項	前項ニ掲グル書類ニ同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子会社が	前項ニ掲グル書類			

	グルモノ(子会社が 有限会社ナルトキ八 有限会社法第四十一 条ニ於テ準用スル同 項ニ掲グルモノ)	第二百四十四条第 六項において準用 する第二百六十三 条第三項	株主及 第一項第二号第三号 又八第四号ニ定ムル 場所	第二百四十七条第 一項	総会	第二百四十七条第 二項において準用 する第百九条第一 項	合併ヲ無効トスル	第二百四十九条第 一項	株主	社員	決議ヲ取消ス	社員総会	社員及 本店又八支店
--	--	--	-------------------------------------	----------------	----	---------------------------------------	----------	----------------	----	----	--------	------	---------------

	有限会社ナルトキ八 有限会社法第四十一 条ニ於テ準用スル同 項ニ掲グル書類)	第二百四十四条第 四項において準用 する第二百六十三 条第二項	株主	第二百四十七条第 一項	総会	第二百四十九条第 一項	株主	第二百五十四条ノ 三	総会	第二百七十五条	株主総会	社員総会	社員総会	社員	社員総会
--	---	--	----	----------------	----	----------------	----	---------------	----	---------	------	------	------	----	------

第二百七十五條ノ 四	第二百六十七條第一 項	特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第七十五條第一 項
第二百七十五條	株主總會	社員總會
第二百七十四條ノ 三	總會	社員總會
	同条第二項ニ於テ準 用スル第二百四條ノ 二第二項	同条第二項ニ於テ準用 スル第二百六十七條第 二項ニ於テ準用スル第 二百四條ノ二第二項

（清算人に対する少数社員による社員總會の招集の請求等に係る電  
磁的方法の規定の準用）

第九條の二 第三條の三の規定は、法第百三十條第一項において法第  
五十四條第三項、第五十六條第四項及び第百四條第三項において準  
用する法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用する  
。この場合において、法第百三十條第一項において法第五十四條第  
三項及び第五十六條第四項において準用する法第二十九條第四項の

第二百七十五條ノ 四	第二百六十七條第一 項	特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第七十五條第一 項
---------------	----------------	---

（新設）



規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「清算人」と、法第百三十条第一項において法第百四条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2| 第三条の二の規定は、法第百三十条第一項において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第百三十条第一項において法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する<sup>1</sup>

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)  
 第十一条 法第百四十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第	特定目的会社による特定資産の流動化に関する

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)  
 第十一条 法第百四十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第	特定目的会社による特定資産の流動化に関する

五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、 <u>第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第六項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及七</u> 第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、 <u>第二百六十條ノ四第六</u>	る法律（平成十年法律第五号以下資産流動化法ト称ス）第十七條第一項ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八條ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第八項（同法第九項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第一百零八條第二項ノ規定、資
---	--

五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、 <u>第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及七</u> 第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、 <u>第二百六十條ノ四第四</u>	る法律（平成十年法律第五号以下資産流動化法ト称ス）第十七條第一項ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八條ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同法第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第一百零八條第二項ノ規定、資
---	--

項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一條第二項、第二 百九十三條ノ八第一 項及ビ第二百九十四 條、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八條第一項 但書、第十二條ノ二 第一項、第二十八條 ノ二第一項、第四十 四條ノ三、第四十五 條及ビ第五十二條ノ 三第一項並ニ株券等 ノ保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二條第八項	産流動化法第五十四條 第三項（資産流動化 法第三百十條第一項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム ）ニ於テ準用スル商法 第二百三十七條第三項 ノ規定、資産流動化法 第六十一條第二項ノ規 定、資産流動化法第七 十八條及ビ第八十四條 第一項ニ於テ準用スル 商法第二百五十八條第 二項ノ規定、資産流動 化法第十六條第三項 ニ於テ準用スル有限會 社法第五十二條ノ第三 項ニ於テ準用スル商 法第二百八十條ノ第八 三項ノ規定、資産流動 化法第四十九條ニ於テ 準用スル商法第二百八 十條ノ十八第二項及ビ 資産流動化法第十六
---	---

項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一條第二項、第二 百九十三條ノ八第一 項及ビ第二百九十四 條、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八條第一項 但書、第十二條ノ二 第一項、第二十八條 ノ二第一項、第四十 四條ノ三、第四十五 條及ビ第五十二條ノ 三第一項並ニ株券等 ノ保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二條第七項	産流動化法第五十四條 第三項（資産流動化法 第三百十條第一項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム ）ニ於テ準用スル商法 第二百三十七條第二項 ノ規定、資産流動化法 第六十一條第二項ノ規 定、資産流動化法第七 十八條及ビ第八十四條 第一項ニ於テ準用スル 商法第二百五十八條第 二項ノ規定、資産流動 化法第十六條第三項 ニ於テ準用スル有限會 社法第五十二條ノ第三 項ニ於テ準用スル商 法第二百八十條ノ第八 三項ノ規定、資産流動 化法第四十九條ニ於テ 準用スル商法第二百八 十條ノ十八第二項及ビ 資産流動化法第十六
---	---

(略)	
(略)	<p>           条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十二条第一項ノ規定、同法第五十五条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百五条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項ノ規定         </p>

(略)	
(略)	<p>           条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十二条第一項ノ規定、同法第五十五条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百五条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項ノ規定         </p>

第百二十八条第一項	商業登記法	資産流動化法第百三十四條ニ於テ準用スル商業登記法
(略)	(略)	(略)
第百三十一条第一項	商法第百五十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第百三十七條第三項	資産流動化法第五十四條第四項(資産流動化法第百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第百三十七條第三項
第百三十二条ノ二第一項	商法第百七十八條(同法第百一十一條第三項、第百八十条ノ十四第一項、第百八十条ノ三十七條第四項及ビ第百四十四項)ニ於テ準用スル	資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第百七十八條

(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第百三十一条第一項	商法第百五十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第百三十七條第二項	資産流動化法第五十四條第四項(資産流動化法第百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第百三十七條第二項
第百三十二条ノ二第一項	商法第百七十八條(同法第百一十一條第三項、第百八十条ノ十四第一項及ビ第百四十一條ノ十六第三項)ニ於テ準用スル	資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第百七十八條

	<p>一条ノ十三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>		<p>第三百三十二條ノ七第一項</p>	<p>商法第二百四條ノ四第一項又ハ其準用規定</p>	<p>資産流動化法第二十九條第八項(同條第九項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第三百三十五條ノ十五 商法第三百九條ノ三、第三百九條ノ四、第三百十二條第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三百十</p>
--	------------------------------	--	---------------------	----------------------------	---	------------	------------	--

<p>ル場合ヲ含ム)</p>			<p>第三百三十二條ノ七第一項</p>	<p>商法第二百四條ノ四第一項又ハ其準用規定</p>	<p>資産流動化法第二十九條第六項(同條第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第三百三十五條ノ十五 商法第三百九條ノ三、第三百九條ノ四、第三百十二條第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三百十</p>
----------------	--	--	---------------------	----------------------------	---	------------	------------	--

(略)	(略)	(略)		<p>九条、第三百二十条 第五項、第三百二十五条、第三百三十六 条第一項並に第三百 七十六条第三項及び 其準用規定</p>	<p>第三項ノ規定、資産流 動化法第百十三条第一 項ニ於テ準用スル商法 第三百十九条、第三百 二十条第五項、第三百 二十五条及び第三百三 十六条第一項ノ規定並 ニ資産流動化法第百十 八条第三項ニ於テ準用 スル商法第三百七十六 条第三項ノ規定</p>
(略)	(略)	(略)		<p>九条、第三百二十条 第四項、第三百二十 五条、第三百三十六 条第一項並に第三百 七十六条第三項及び 其準用規定</p>	<p>第三項ノ規定、資産流 動化法第百十三条第一 項ニ於テ準用スル商法 第三百十九条、第三百 二十条第四項、第三百 二十五条及び第三百三 十六条第一項ノ規定並 ニ資産流動化法第百十 八条第三項ニ於テ準用 スル商法第三百七十六 条第三項ノ規定</p>